

会議の公開について（案）

1. 中小企業政策審議会中小企業・小規模事業者政策基本問題小委員会は、中小企業政策審議会運営規程第4条に基づき、原則として公開する。
2. 配付資料は、原則として公開する。
3. 議事録（逐語録）については、原則として会議終了後2週間以内に作成し、公開する。
4. 個別の事情に応じて、会議又は資料を非公開とするかどうかについての判断は委員長に一任するものとする。